

○菊川市浄化槽設置事業費補助金交付要綱

平成29年3月31日告示第49号

改正

令和2年3月31日告示第49号

菊川市浄化槽設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活排水の汚濁を改善することが公共用水域の保全及び生活環境の改善に不可欠と捉え、排水水質向上のため、浄化槽の設置事業（以下「浄化槽設置事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するもののうち、10人槽以下の浄化槽をいう。
- (2) 住宅等 居住の用に供する建築物又は延べ面積が2分の1以上を居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 改築 建物の全部又は一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模が著しく異なる建物を建てることをいう。
- (4) 浄化槽設置事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 新築、増築又は改築に伴い浄化槽を設置すること。
 - イ 水質浄化のため、くみ取り便所を水洗化し、浄化槽を設置すること又はし尿のみを処理する浄化槽（以下「単独浄化槽という。」）を浄化槽に付け替えること（いずれも新築、増築又は改築を伴わない場合に限る。）（以下「付け替え」という。）。
- (5) 用途区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める用途地域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた処理区域以外の区域をいう。
- (6) 用途区域外 都市計画法に定める用途地域以外の区域のうち、下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた処理区域、農業集落排水事業採択区域、平尾下水処理場使用地区及び集合処理施設設置地域（奥の谷地区及び花水木地区をいう。）以外の区域をいう。
- (7) 集合住宅等 集合住宅及び賃貸の戸建て住宅
- (8) 分家 同一家屋から独立し、新築した家屋
(補助対象区域)

第3条 補助の対象となる区域は、前条第5号及び第6号に規定する区域をいう。

(補助金の交付)

第4条 市長は、次に掲げる者に対して、補助金を交付するものとする。

- (1) 前条に定める区域内において、住宅等に浄化槽を設置しようとする者
- (2) 販売の目的で浄化槽付き住宅等を建築する者（以下「建築者」という。）が、前条に

定める区域内に建築した住宅等を購入する者のうち、次に掲げる条件をすべて満たす者

ア 当該住宅を居住の目的でこれを最初に購入し、維持管理する者であること。

イ 建築者が、あらかじめ菊川市浄化槽設置事業費に係る補助対象浄化槽確認申請書（様式第1号）に第8条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号に掲げる書類を添えて市長に提出していること。

ウ 建築者が、菊川市浄化槽設置事業に係る補助対象浄化槽確認申請書（様式第1号）の受付日から起算して、6か月以内に市長の確認のもと、浄化槽本体の据え付けを行い、確認済証（様式第2号）の交付を受けていること。

エ 浄化槽設置年度と同一年度内に実績報告書の提出が行われること。

（補助対象経費）

第5条 浄化槽設置事業に要する経費のうち、浄化槽本体の設置に係る費用とする。

（補助金交付の適用除外）

第6条 市長は、次の各号に該当する者に対して補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得ず浄化槽を設置する者
- (3) 住宅等以外の建物に浄化槽を設置する者
- (4) 市税等を滞納している者又は同一世帯に市税等の滞納者がいる者
- (5) 現居住地で既設の浄化槽を使用している者（集合住宅等から転居し、新たに浄化槽を設置する者及び分家に浄化槽を設置する者は除く。）

（補助額）

第7条 補助額は、別表第1に掲げる補助区分及び人槽ごとの補助基準額を上限額とし、提出された見積書を市長が審査し、決定した額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、あらかじめ（第4条第2号に定める場合にあつては、不動産売買契約後速やかに）菊川市浄化槽設置事業費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び建築確認済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定により、建築確認を必要とする場合に限る。）（第4条第2号に定める場合を除く。）
- (2) 浄化槽の設置場所の案内図及び配置図（建物の平面図、浄化槽の設置箇所、排水配管図等が表示されたものに限る。）（第4条第2号に定める場合を除く。）
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽施工業者の瑕疵担保責任に関する覚書並びに社団法人全国浄化槽団体連合会及び社団法人静岡県浄化槽協会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となる浄化槽にあつては、当該制度に基づく保証登録証の写し（第4条第2号に定める場合を除く。）
- (5) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録を受けた浄化槽にあつては、当該

登録浄化槽に係る登録証の写し及び登録浄化槽管理票（第4条第2号に定める場合を除く。）

(6) 浄化槽設置工事に係る見積書の写し（第4条第2号に定める場合を除く。）

(7) 第4条第2号に定める場合にあつては、次に掲げる書類

ア 確認済証（様式第2号）

イ 不動産売買契約書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

（交付の決定の通知）

第9条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市浄化槽設置事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合

(2) 浄化槽設置工事を施工するに当たり、菊川市浄化槽設置工事マニュアル（別表第2）を遵守すること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、平成20年厚生労働省告示第384号に定められている耐用年数等に相当する期間（同省令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(6) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(8) 市長からの要求があつた場合は、資料の提供その他必要な協力をするよう努めなければならないこと。

(変更の承認申請)

第11条 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者が申請の内容を変更しようとする場合は、菊川市浄化槽設置事業計画変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。第13条の規定による補助金の変更交付決定の通知を受けた後において、申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び建築確認済証の写し(建築基準法第6条第1項の規定により、建築確認を必要とする場合に限る。)
- (2) 浄化槽の設置場所の案内図及び配置図(建物の平面図、浄化槽の設置箇所、排水配管図等が表示されたものに限る。)
- (3) 浄化槽施工業者の瑕疵担保責任に関する覚書並びに社団法人全国浄化槽団体連合会及び社団法人静岡県浄化槽協会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となる浄化槽にあつては、当該制度に基づく保証登録証の写し
- (4) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録を受けた浄化槽にあつては、当該登録浄化槽に係る登録証の写し及び登録浄化槽管理票
- (5) 浄化槽設置工事に係る見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

(変更承認等の通知)

第12条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、その変更を承認し、その旨を菊川市浄化槽設置事業費補助金事業計画変更承認通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(変更交付決定の通知)

第13条 市長は、前条の規定により補助金所要額の増減に伴う変更の承認をしたときは、補助金の変更の交付を決定し、その旨を菊川市浄化槽設置事業費補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置工事費の領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽法第11条検査契約書(契約済みのものに限る。)の写し
- (4) 浄化槽設置工事の施工状況の分かる写真
- (5) 設置工事確認検査表(様式第9号)
- (6) 浄化槽の設置に伴い既存の単独浄化槽を処分する場合は、単独浄化槽廃止届出書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに1部提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第15条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を菊川市浄化槽設置事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求の手續）

第16条 前条の規定による補助金の交付確定の通知（次項において「交付確定通知」という。）を受領した補助事業者が補助金の交付の請求を行おうとするときは、請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付確定通知を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消しの通知）

第17条 市長は、規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を菊川市浄化槽設置事業費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還請求）

第18条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該補助事業者に対し、菊川市浄化槽設置事業費補助金返還請求書（様式第13号）により当該補助金の返還の請求をするものとする。

（浄化槽の維持管理）

第19条 浄化槽を設置した者は、適正な維持管理に努め、浄化槽からの排水の水質浄化に努めなければならない。

（確認）

第20条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第102号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第49号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

補助区分	人槽	補助基準額
用途区域において、新築、増築、改築又は付け替えに伴い浄化槽を設置する場合	5人槽	735,000円
	6～7人槽	851,000円
	8～10人槽	1,261,000円
用途区域外において、付け替えによる浄化槽を設置する場合	5人槽	531,000円
	6～7人槽	630,000円

	8～10人槽	903,000円
用途区域外において、新築、増築又は改築に伴い浄化槽を設置する場合	5人槽	144,000円
	6～7人槽	183,000円
	8～10人槽	243,000円

別表第2（第10条関係）

菊川市浄化槽設置工事マニュアル

チェックNo.	施工区分	内容	備考
<input type="checkbox"/> 1	建物全景（施工前）	建物が確認できる広範囲で撮影	
<input type="checkbox"/> 2	施工予定場所	必ず浄化槽設備士が写っていること。	
<input type="checkbox"/> 3	掘削工	掘削深が1.5m（ベースコンクリート厚を含む。）を越える場合矢板設置をすること。	
<input type="checkbox"/> 4	基礎工（下部コンクリートスラブ）	配筋、底板状況が確認できること。	
<input type="checkbox"/> 5	浄化槽本体	本体記載の型式・人槽・メーカー名が判読できること。	
<input type="checkbox"/> 6	浄化槽据付状況	水張り、水平確認が確認できること。	
<input type="checkbox"/> 7	良質土（砂）	材質・目の粗さを標記すること。	
<input type="checkbox"/> 8	水締め	下段（底盤から30cm程度）、中段（突き固め）、上段（完成）の撮影	
<input type="checkbox"/> 9	上部工（上部コンクリートスラブ）	転圧、配筋、嵩上げ状況が確認できること。	
<input type="checkbox"/> 10	放流経路・放流先	放流経路及び放流先が確認できるよう広範囲で撮影すること。	
<input type="checkbox"/> 11	建物全景（施工完了）	施工前の建物と同位置で撮影すること。建物は建設中でも構わない。	
<input type="checkbox"/> 12	作業前（既存単独浄化槽）	使用されている段階での撮影	既存の単独槽処理の場合
<input type="checkbox"/> 13	作業状況	撤去、取壊し、埋め戻し等作業内容の撮影	既存の単独槽処理の場合
<input type="checkbox"/> 14	作業完了	単独浄化槽処理作業の完了状況を撮影すること。	既存の単独槽処理の場合

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市浄化槽設置事業に係る補助対象浄化槽確認申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

建築者 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ()

販売目的のため住宅を建築するに当たり設置する次の浄化槽について、菊川市浄化槽設置事業費補助金の交付対象となる浄化槽であることを確認願いたいので、関係書類を添えて申請します。

設 置 場 所	菊川市
浄化槽の形式	メーカー名： 認定番号：
浄化槽の人槽	人槽
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

(注) 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び建築確認済証の写し
- (2) 浄化槽の設置場所の案内図及び配置図（建物の平面図、浄化槽の設置箇所、排水配管図等が表示されたものに限る。）
- (3) 浄化槽施工業者の瑕疵担保責任に関する覚書及び小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となる浄化槽にあつては、当該制度に基づく保証登録証の写し
- (4) 浄化槽に係る登録証の写し及び登録浄化槽管理票
- (5) 浄化槽設置工事に係る見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条、第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

確認済証

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった浄化槽については、菊川市浄化槽設置事業費補助金の交付の対象となる浄化槽であることを確認しました。

設置場所	菊川市
設置確認日	年 月 日
浄化槽の形式	メーカー名： 認定番号：
浄化槽の人槽	人槽

(注)

- 1 この証は、補助金交付申請に必要となりますので、購入者に渡してください。
- 2 上記の浄化槽については、本年度中に補助金交付申請書及び実績報告書の提出がない場合は、補助対象外となります。

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
 菊川市浄化槽設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

補助事業者 郵便番号
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号 ()

年度において菊川市浄化槽設置事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。また、市が補助金の交付の決定に当たり、その審査のため、私及び私の世帯に属する者の居住状況、市税等の納付状況その他の必要な情報について、当該情報に係る市担当部局その他の関係機関に対して市が調査し、確認することに同意します。

1 実施する事業の内容

事業の区分	<input type="checkbox"/> 新增改築 <input type="checkbox"/> 建売住宅 <input type="checkbox"/> 付け替え <input type="checkbox"/> 用途区域 <input type="checkbox"/> 用途区域外			
設置場所	菊川市		自治会名	
種類及び構造	メーカー・形式			
	容量又は人槽			
	処理方法			
施工業者	住所			
	氏名		電話番号	()
住宅等所有者	1 本人 2 共有 (人) 3 その他 ()			
着工予定日	年 月 日		完成予定日	年 月 日
排水放流先	1 側溝 2 河川 () 3 その他 ()			

2 経費所要額内訳

総事業費 A	補助対象経費 B	補助基準額 C	市費補助額 (BとCとを比較して いずれか少ない方の額) D
円	円	円	円

(注)

- 1 「実施する事業の内容」の「事業の区分」欄は、該当する箇所の□部分にレ点を付してください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び建築確認済証の写し（第4条第2号に定める場合を除く。）
 - (2) 浄化槽の設置場所の案内図及び配置図（建物の平面図、浄化槽の設置箇所、排水配管図等が表示されたものに限る。）（第4条第2号に定める場合を除く。）
 - (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (4) 浄化槽施工業者の瑕疵担保責任に関する覚書及び小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となる浄化槽にあっては、当該制度に基づく保証登録証の写し（第4条第2号に定める場合を除く。）
 - (5) 浄化槽に係る登録証の写し及び登録浄化槽管理票（第4条第2号に定める場合を除く。）
 - (6) 浄化槽設置工事に係る見積書の写し（第4条第2号に定める場合を除く。）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
菊川市浄化槽設置事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 図

年 月 日付けで申請があった菊川市浄化槽設置事業費補助金の交付について、
次のとおり決定します。

1 決定の内容

- (1) 金額 円
(2) 交付の対象

2 交付の条件

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
ウ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、平成20年厚生労働省告示第384号に定められている耐用年数等に相当する期間（同省令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 市長から要求のあった場合は、資料の提供その他必要な協力をするよう努めなければならないこと。
- (8) 菊川市補助金等交付規則及び菊川市浄化槽設置事業費補助金交付要綱を遵守すること。

菊川市浄化槽設置事業計画変更承認申請書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

補助事業者 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた菊川市浄化槽設置事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(1) 交付金額

ア 既交付決定額 円
イ 補助金所要額の変更金額（増減額） 円
ウ 変更後の補助金交付申請額 円

(2) 変更事項

変更前	
変更後	

(注) 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び建築確認済証の写し
- (2) 浄化槽の設置場所の案内図及び配置図（建物の平面図、浄化槽の設置箇所、排水配管図等が表示されたものに限る。）
- (3) 浄化槽施工業者の瑕疵担保責任に関する覚書及び小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となる浄化槽にあっては、当該制度に基づく保証登録証の写し
- (4) 浄化槽に係る登録証の写し及び登録浄化槽管理票
- (5) 浄化槽設置工事に係る見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市浄化槽設置事業費補助金事業計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請があった菊川市浄化槽設置事業費補助金の事業計画の変更については、次のとおり（申請のとおり）承認します。

1

2

様式第7号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
菊川市浄化槽設置事業費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 園

年 月 日付け 第 号により菊川市浄化槽設置事業費補助金の事業計画について変更の承認をしたが、これに伴い 年 月 日付け 第 号により交付の決定をした補助金について、次のとおり変更交付の決定をします。

1 決定の内容

- | | |
|------------------|---|
| (1) 前回までの決定額 | 円 |
| (2) 今回変更決定額（増減額） | 円 |
| (3) 変更後の決定額 | 円 |

2 交付の条件

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ウ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、平成20年厚生労働省告示第384号に定められている耐用年数等に相当する期間（同省令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 市長から要求のあった場合は、資料の提供その他必要な協力をするよう努めなければならないこと。
- (8) 菊川市補助金等交付規則及び菊川市浄化槽設置事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第8号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
実績報告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

補助事業者 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた菊川市浄化槽設置事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 実施した事業の内容

事業の区分	<input type="checkbox"/> 新增改築 <input type="checkbox"/> 建売住宅 <input type="checkbox"/> 付け替え <input type="checkbox"/> 用途区域 <input type="checkbox"/> 用途区域外		
設置場所			自治会名
種類及び構造	メーカー・形式		
	容量又は人槽		
	処理方法		
施工業者	住 所		
	氏 名		電話番号 ()
着工日	年 月 日	完成日	年 月 日

2 経費実績額内訳

総事業費 A	補助対象経費 B	補助基準額 C	市費補助額（BとCとを比較して いずれか少ない方の額） D
円	円	円	円

(注)

- 1 「実施した事業の内容」の「事業の区分」欄は、該当する箇所の□部分にレ点を付してください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 浄化槽設置工事費の領収書の写し
 - (2) 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
 - (3) 浄化槽法第11条検査契約書（契約済みのものに限る。）の写し
 - (4) 浄化槽設置工事の施工状況の分かる写真
 - (5) 設置工事確認検査表（様式第9号）
 - (6) 浄化槽の設置に伴い既存の単独浄化槽を処分する場合は、単独浄化槽廃止届出書の写し
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第9号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4横型）

設置工事確認検査表

検査項目	チェックのポイント	レ点 記入欄	検査項目	チェックのポイント	レ点 記入欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。		12 消毒設備の変形、破損及び固定の状況	消毒設備に変形及び破損はないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。			しっかり固定されているか。	
3 誤接合等の有無	生活雑排水が全て接続されているか。 雨水や工場排水等が流入していないか。			薬剤筒は傾いていないか。	
4 橋の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な橋が設置されているか。		13 ポンプの設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置及び稼働状況	ポンプ槽に変形や破損はないか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形及び破損のおそれ	管の露出等による変形及び破損のおそれはないか。			ポンプ槽に漏水のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。			ポンプが2台以上設置されているか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検及び清掃を行いにくい場所に設置されていないか。			設計どおりの能力ポンプが設置されているか。	
	保守点検及び清掃の支障となるものが置かれていないか。		ポンプの固定が十分行われているか。		
	コンクリートスラブが打たれているか。		ポンプの取り外しが可能か。		
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。		14 ブローワーの設置及び稼働状況	防振対策がなされているか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。			しっかり固定されているか。	
10 接触材等の変形、破損及び固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形及び破損はないか。			アースはなされているか。	
	しっかり固定されているか。			漏電のおそれはないか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形及び破損はないか。		上記のとおり確認したことを証します。 年 月 日 担当浄化槽設備士氏名 ㊟ (浄化槽設備士免状の交付番号 第 号)		

様式第10号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市浄化槽設置事業費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 圖

年 月 日付け 第 号により決定した菊川市浄化槽設置事業費補助金の交付について、次のとおり確定します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第11号（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた菊川市浄化槽設置事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 宛

補助事業者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

()

印

口座振替先 金融機関名	金融機関名		口座種別	普通・当座・その他 ()
	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				

様式第12号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市浄化槽設置事業費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 圖

年 月 日付け 第 号による菊川市浄化槽設置事業費補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消します。

1 交付決定の取消額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |
| (3) 更正決定額 | 円 |

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

様式第13号（第18条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市浄化槽設置事業費補助金返還請求書

年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 圖

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした菊川市浄化槽設置事業費補助金については、このたび当該補助金の交付の決定を別途 年 月 日付け 第 号により取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求をします。

1 返還を請求する補助金の額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 更正決定額 | 円 |
| (2) 交付済額 | 円 |
| (3) 返還請求額 | 円 |

2 返還納付すべき期限 年 月 日